

デジタルテレビ中継局整備事業

1. 目的

地上デジタル放送への移行に伴い発生した「新たな難視」地区の対策として当該地区の難視聴解消を目的とするデジタル中継局の整備及び置局格差を解消するための後発民放のデジタル中継局の整備に対し支援を行うものです。

2. 事業の概要

(1) 難視聴対策用デジタル中継局整備（新設・改修）支援

- ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者
- イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）
- ウ 補助率 2／3

(2) 後発民放のデジタル新局整備の場合

- ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者
- イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）
- ウ 補助率 1／2

3. イメージ図

